

令和2年7月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年7月教育委員会定例会議

日 時 令和2年7月27日（月曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

| | | |
|-----|----------|---------|
| | 教 育 長 | 大 友 義 孝 |
| 1 番 | 教育長職務代理者 | 後 藤 眞 琴 |
| 2 番 | 委 員 | 成 澤 明 子 |
| 3 番 | 委 員 | 留 守 広 行 |
| 4 番 | 委 員 | 大 森 眞智子 |

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

| | |
|----------------------------|---------|
| 教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長 | 佐 藤 功太郎 |
| 教育総務課課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長 | 藤 崎 浩 司 |
| 学校教育専門指導員 | 阿 部 毅 |
| 青少年教育相談員 | 門 脇 宏 |
| 特別支援教育専門員 | 伊 藤 淳 |
| 教育総務課主幹兼学校教育係長 | 早 坂 晴 美 |
| 教育総務課社会教育係長 | 堀 田 修 一 |
| 教育総務課主事 | 青 山 裕 也 |

傍聴者 2人

議事日程

- ・ 令和2年6月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

- 第 3 報告第 10 号 会計年度任用職員に係る休業手当の追加支給について
- 第 4 報告第 11 号 区域外就学について
- 第 5 報告第 12 号 指定校の変更について
- 第 6 報告第 13 号 いじめ・不登校対策及び生徒指導（6 月分）について
- 第 7 報告第 14 号 令和 2 年度学習・生活習慣調査について
- ・ 審議事項
- 第 8 議案第 9 号 教科用図書の採択について
- 第 9 議案第 10 号 学校医の委嘱について
- ・ 協議事項
- 第 10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
- 第 11 教育課程の充実に向けた検討について
- 第 12 団体からの質問について
- ・ その他
 - G I G A スクール構想について
 - 行事予定等について
 - 令和 2 年 8 月教育委員会定例会の開催日について
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年6月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

学校給食地域食材活用促進プロジェクトについて

- ・ 審議事項

第 8 議案第 9号 教科用図書の採択について

第 9 議案第10号 学校医の委嘱について

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第10号 会計年度任用職員に係る休業手当の追加支給について

第 4 報告第11号 区域外就学について

第 5 報告第12号 指定校の変更について

第 6 報告第13号 いじめ・不登校対策及び生徒指導（6月分）について

第 7 報告第14号 令和2年度学習・生活習慣調査について

- ・ 協議事項

第10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第11 教育課程の充実に向けた検討について

第12 団体からの質問について

- ・ その他

G I G Aスクール構想について

行事予定等について

令和2年8月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 4 報告第11号 区域外就学について【秘密会】

第 5 報告第12号 指定校の変更について【秘密会】

第 6 報告第13号 いじめ・不登校対策及び生徒指導（6月分）について【秘密会】

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところお集まりをいただきました。大変ありがとうございます。

先日は、学校教育課程の充実を図るために、校長会の役員の方との懇談、いろいろありがとうございました。少し先が見えてきたかなという感じで思っております。

また、従来であれば今頃は夏休みに入っております、既に1週間たつのかなというところでございますが、あと2週間授業が続くということでございまして、子供たちも先生方も少し疲れてきたところでこの4連休ということだったので、少しは回復していただいたのかなと思っております。

まだまだ新型コロナウイルス対策は万全を期していかなければならない状況でございますが、そういった中で7月23日と24日、2日間にわたりまして、中止となりました遠田郡中学校総合体育大会の代替試合としまして交流試合を開催させていただきました。おかげさまで、若干の雨に当たった時間帯もありましたが、滞りなく開始され終了したというところでございます。本当に子供たちにとっては記念に残る試合だったのではないかなと思っております。ただ、残念なのは保護者の皆さんからどうしても見られないのかと、体育館の中に入って駄目なのかと、そういったご意見も強く頂戴したところでございますが、重々大会役員のほうから説明を申し上げ、理解をしていただいたと思っております。

そんなわけで、今日は7月の定例会の開催ということになります。報告事項、審議事項、協議事項、その他事項、結構ボリュームがありますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまから令和2年7月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長兼教育総務課長、教育総務課課長補佐、教育総務課の主事、さらに一部事項におきまして学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席し、また審議事項であります一部におきましては学校教育係長も出席するというようになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会議を行います。

まず、初めに令和2年6月の教育委員会定例会の会議議事録の承認についてでございます。委員の皆さん方にはお目通しをしていただいたと思ひます。その分、修正箇所、事務局のほうで修正をさせていただきます、それで公表していきたいと思ひますが、承認していただいま

すでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、委員の皆さんから頂いた資料を点検し、公表に向けていくということにさせていただきたいと思います。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 次に、これからの部分ですが、日程に入っていきます。

日程第1、議事録署名委員の指名について行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長が指名いたします。3番留守委員、4番大森委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより報告事項に入るわけでございますが、まず委員の皆様方にお諮りをさせていただきたいと思います。

本日の事前の議事案件のほうには加えておりませんでした。学校給食の食材に関しまして、これをどのように取り扱っていくかという部分に関しまして、会議に入る前に一応説明をするということも考えましたけれども、会議の中で説明をいただき、今後教育委員会として協議をしてみたいと考えますが、会議の中に入れていくということでご承認いただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、今回の7月定例会の中に案件として加えさせていただきたいと思います。

また、これは一つの説明プラス協議ということになっていこうかと思っておりますけれども、ご覧のように議事日程は日程12番目が一番最後の協議事項でございますけれども、こちらは同じ町の組織であります産業振興課及びJA新みやぎ農業協同組合のほうからの説明をいただくこととなりますので、一番最初、報告の前にまずこちらを説明をいただくということにさせていただければありがたいと思いますが、そういう進め方でいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、これより学校給食に関わります地域

食材の活用について、まず説明をいただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、町の職員と農協の職員から説明をいただきますので、着席するまで休憩させていただきます。暫時休憩いたします。

休憩 午後1時33分

再開 午後1時35分

○教育長（大友義孝） それでは、再開いたします。

学校給食地域食材活用促進プロジェクトについて

○教育長（大友義孝） いまから行いますのは、学校給食地域食材活用につきましていろいろと説明をいただくことになると思います。佐藤教育次長からまず説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆様、お疲れさまでございます。

本日は、学校給食地域食材活用促進プロジェクトということで、新みやぎ農業協同組合のみどりのマーケティング室と町の産業振興課ということで、共催でプロジェクトをやっているということがありまして、これは教育委員会に対する提案ということでいただいているというところで、先日まずは事務局にということで、事務局のほうで私と給食の担当2人おります、あとは栄養士、県費の栄養士3人の方で説明をお聞きしまして、非常に素晴らしい内容であって、やはり教育委員会のほうでしっかりとご協議いただいた上で今後の方向性を定めていくというところございまして、説明のほうをぜひ直接していただければということで、本日も来ていただいたところでございます。

今日は、説明が中心になるのかなと思いますが、あと気づいたところをご質問いただくなりしていただいて、よりよい時間というか内容になればと思っておりますのでよろしくお願いします。

まず、自己紹介よろしいですか。こちらからお願いいたします。

○産業振興課長（小林誠樹） 皆さん、お世話さまでございます。美里町産業振興課で課長をしております小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課産業活性化推進係長（木村敏） 皆様、お疲れさまでございます。美里町産業振興課で係長をしております木村敏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○JA新みやぎみどりの地区本部マーケティング室長(阿部晃) 大変お疲れさまでございます。JA新みやぎみどりの地区本部マーケティング室で室長をしております阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ここからは、小林課長のほうにバトンタッチしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（小林誠樹） 皆さん、どうもお疲れさまでございます。改めて、本日私ども数年前から地産地消並びに町の農産物の生産振興を図っていく中で、いろいろ付加価値を高めたいと思って取り組んでまいりました。その中で、今回一つ皆様のお手元に資料があるかと思いますが、小麦の新品種「夏黄金」を利用したパンの提供ということでご提案するお時間をいただきましたこと、まずもって御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

今回の提案でございますけれども、実は、ご承知の方もいらっしゃるかと思うんですが、小麦の生産については美里町は県内でもトップクラスの生産量を誇ってございます。今、1位は大崎市となっているんですけれども、実は旧町村の合併前の単位で言いますと、恐らく今でもこの教育委員会がごございます南郷地域が小麦の生産では県内1位の生産量を誇っているのかなと思っております。もともとは、昭和40年代の減反政策から始まりまして、ここの地域の農業者の皆さんがその苦境にも負けず土地改良事業などを行いまして、その土地改良事業の先頭に立ってやっていただいたのが実は教育長さんなんですけれども、その成果としていわゆる転作作物ということで作付が始まりました。この転作作物なんですけど、もともと麦は畑作物です。田んぼでの生産というのはなかなかできないところがあります。排水対策を行ったり、施肥管理の技術を高めたり、そういったことで昭和の後半から平成にかけてこの地域で国産の小麦を生産するということに取り組んでまいりました。今では、本当に県内代表する産地となりましたし、多くは学校給食などにも使っていただいているという状況がございまして、私どもとしましては産業振興でございますので、生産の振興を図りながらさらに地域に貢献できる農産物になればなという思いでおります。そういったことを農協のマーケティングの皆さんともお話する中で学校給食のほうにぜひ提案してみようということで準備を進めてまいりました。安全・安心はもとより、顔が見える、消費者の顔が見える、あるいは生産者の顔が見える、

そういった中で子供たちの健全な成長にも貢献できればなと思ひまして提案をまとめてまいりましたので、少しの間お時間をいただいて、お話をお聞きいただければと思ひます。

個別の説明については、担当から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○産業振興課産業活性化推進係長（木村敏） 資料の説明をさせていただきます。

私からは、資料お開きいただきまして、1 ページ、2 ページ目、こちら小麦の作付の状況から生産の振興までというところで説明をさせていただきます。

1 ページ目、宮城県産小麦「夏黄金」についてということで、こちら、夏黄金につきましては、ちょっと資料の説明に入る前に夏黄金、こちら令和元年産から作付けを開始しました宮城県の奨励品種でございまして、もう刈取りが終わったんですけれども、少し赤みのかかった黄金色の穂が特徴的な品種になっております。その黄金色の穂を地域の繁栄と豊かな食生活への期待を込めて夏黄金と名づけられた品種になってございます。

資料の説明に入りまして、まず最初に、令和元年産の小麦の作付状況ということで、先ほど課長からもお話ありましたが、宮城県では小麦の作付については県内10市町村ですけれどもしておりまして、そのうち約3割が美里町で作付してございます。収穫量につきましても、県内4,320トンのうち約30パーセント程度、美里町の小麦の収穫量になっておりまして、宮城県では県内最大の収穫量、作付面積となっておりますのでございます。

次に、作付の品種というところで、宮城県につきましては3品種作付しておりまして、シラネコムギ、夏黄金、あおばの恋という3品種を作付している状況で、美里町ではそのうち2つの品種でありますシラネコムギ、夏黄金を作付しております。こちら、宮城県のあおばの恋という品種につきましては、約10パーセント程度宮城県で作付の状況になっておりまして、有名なところだと登米のはつとに使われたり、こちらが、仙南地域では白石温麺に使われているのがあおばの恋という品種になっております。

次に、小麦の利用についてということで、小麦につきましては、パンや麺など、小麦粉などとして、多様な用途に利用されておりまして、ほとんどのパンの製造が可能である夏黄金という品種が令和元年度から作付されたことに伴いまして今回の提案につながっておるんですけれども、この夏黄金の生産量、右側の下の表になるんですが、美里町を含むみどりの地区におきまして宮城県の生産の約9割を占めている現状がございまして。この夏黄金の産地としての地位確立を図るために、小麦の生産振興に加えまして付加価値の創出が求められているといった現状になってございます。

次に、2 ページ目、お開きいただきまして、夏黄金の利用についてということで、まず夏黄金の特性のほう、ちょっと触れさせていただきまして、こちら上の表がこれまで夏黄金の前はゆきちからという品種を作付しておりまして、こちらゆきちからとの比較の表になってございます。これまで作付していたゆきちからですが、こちらパン用の小麦の原料として作付されてきておりましたが、製粉業者さんの評価が、ちょっと生地がパン用といえるほど強くないですという評価がありましたし、あとは生産の面からいいますと穂発芽といいまして、芽が出やすいという特性がございまして、生産者が苦勞してきたという状況がございまして、そのことから、今回、夏黄金という品種が開発されまして、この特性については、こちら比容積というものは数値が大きいほどよく膨らむということで、こちら右側に食パンの写眞がございまして、夏黄金で作った食パンのほうがよく膨らむといった検査の結果が出ておりまして、こちら製パン適正が高く、食味試験の結果もよいという結果になってございます。

次に、たんぱく質の含有量、こちらにつきましては同程度のものになっておりますが、生地を強くするグルテンが増加しておりまして生地が強くなっておることから、様々なパンの製造が可能な品種になっておるところでございまして。

あと、生産者の視点から申しますと、穂発芽や耐病性に優れておりますので、品質の向上と収穫量の増加が期待できるといった品種になっておるところでございまして。

その夏黄金を利用してということで、生産の振興から付加価値の創出までを検討してきたところでございまして、まずSTEP 1 としましては、令和元年産から夏黄金の作付を開始しまして、現在STEP 2 のところになっておりますが、収穫量と品質の確保ということで今その収穫量や品質の確保を確認している状況にございまして、今後付加価値の創出が求められておりまして、夏黄金100パーセントのパンや麺、そして小麦の製造販売などの付加価値の創出というところで、今回JAのマーケティング室さんと共同で取組を実施していく中で、今回の提案につながっているということになってございます。

次のページ以降は、マーケティング室の室長のほうから説明をさせていただきます。

○JA新みやぎみどりの地区本部マーケティング室長（阿部晃） それでは、JA新みやぎマーケティング室の阿部と申します。よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料につきましては、3 ページでございまして。

学校給食での小麦の利用ということで、現在の学校給食に使用されています小麦粉になりますが、学校給食会の資料の中から確認をさせていただいた内容でございまして。

まず、小麦粉そのものは外国産と国産を混ぜ合わせているブレンド小麦というものを7割使

いまして、宮城県産夏黄金の小麦粉を3割使用したものでパン粉を製造し供給をして、学校給食で食べていただいているという現況になっております。

今回ご提案させていただきます夏黄金100パーセントの学校給食用のパンを供給するに当たりまして、まずは小麦の生産でございますけれども、先ほど産業振興課の木村さんからお話ししたとおり、生産につきましては2年産につきましては当管内で約270ヘクタールほど作付をさせていただいておりますし、3年産の播種前契約の中で既にこれくらい作りますという生産者からの積み上げになりますが、約320ヘクタールほどの作付面積を予定していますので、前年対比で約115パーセント程度の今の計画の数字になってございますので、生産体制につきましてはこういったところで夏黄金を振興していくという農協そのもののスタンスがあるということでございます。

続きまして、生産した小麦を製粉するわけなんですけれども、製造するわけでございますけれども、製粉会社につきましては宮城県には大きな製粉会社がございますので、隣の福島の郡山市にあります阿部製粉様が全農を経由して国産小麦粉を販売しているということから、今回阿部製粉様からお見積りを頂戴しながら原料の価格等も含めて確認したところでございます。その小麦粉を使っていわゆるパンを製造するメニューになりますが、実際、現在学校給食会様の工場、名取にあるわけなんですけれども、それ以外で大きなキャパシティーを持っている工場が県内でも本当に限られてきているということから、地元中心に情報収集しながら業者を、2つの業者のほうから確認を取らせていただき、学校給食向けのパンを製造できるということ、それともう一つは当然学年によって小麦粉を使用する量が異なりますので、その区分に合わせた見積りを一旦取っているという状況になっておりますので、基本的な製造等につきましてはその2つの業者のほうと確認を取れているというところに来ています。

現在の、一番右下になりますが、美里町の学校給食に使う食につきましては、毎週木曜日に供給しておりまして、供給数量は2,000強になってございます。また、そのパンに使用する小麦の量につきましては、1回で約108.6キロということで今の数字が試算されているところでございます。

続きまして、次のページ、めくっていただきますと、4ページ目につきましては、学校給食の概要になりますので、教育委員の皆様は篤とお分かりではございますが、今の食数、現在の生徒数からいって2,068名、先ほど申し上げましたパンの数量あるいは小麦の使用量の積算の根拠にさせていただいたということで、これは後でお目通しをいただきたいと思っております。

次のページ、めくっていただきますと、5ページ目でございます、利用について、提案の最終の資料になります。このパンの供給、いわゆる地場産の小麦粉を使ったパンの供給をするに当たって目指すべき姿というものを整理したものでございます。

左上の資料になりますが、まずは食育の観点からいいますと、安全・安心でおいしい給食を提供したいということ。2つ目につきましては地場産農産物を利用した商品であるということ。これが地産地消につながると考えております。3つ目につきましては、産業振興課長より前段のお話であったとおり、食べる人の顔が見える生産ということで、いわゆる生産者が実際収穫した農産物を食べる方の顔が見えるということで、顔と顔が見える体制、環境ということで、生産振興もまた高まるのではないかとということで、3つのあるべき姿を提案した、描いたものでございます。

取組内容といたしましては、先ほどの続きになりますが、原料となります小麦の確保、あとは先ほど申し上げました小麦粉の製造、それとパンの製造、そして給食への提供、そして最後に情報提供ということで、食育の観点あるいは地産地消の観点からこういった情報を発信したいという取組内容にさせていただいているものでございます。

ただ、この取組内容を実施するためには今の段階で課題も当然あるわけでございまして、1つ目につきましては、小麦粉の消費期限が通常品質保証の中では製造メーカーのほうからは1年という消費期限をいただいているわけなんですけれども、実際、劣化等も含めれば半年程度で使い切るのが理想ですというお話をいただいております。2つ目につきましては、産地を指定した原料で製造を行った場合、原料そのものが10トン必要になって歩留りが50パーセントになりますので、基本的には小麦粉5トンの使用をお願いしますということでございます。3つ目に、小麦粉の製造先あるいはパンの製造先との調整、あとは規則改正等の課題を整理しながら、この事業を推進したいというところでございます。

右側の表になりますが、当JA新みやぎとあとは教育委員会様のそういった役割そのものを今の左の表から整理したものでございまして、当JAの役割といたしましては原材料の確保、小麦粉の製造、パンの製造・加工、生産振興ということで、いわゆる生産から供給までという役割を担いたいと。教育委員会様では、学校給食の提供だったり情報の提供ということで、そういった地産地消の取組をぜひ家庭に情報を提供していただければと思った次第でございます。

先ほど申し上げましたとおり、今回については食育、地産地消、生産振興ということで、先ほど小林課長がお話ししたとおり、当然水稻だけではなくて転作作物ということで米以外の作

物を生産するわけなんですけれども、やはりこの美里町、当然旧南郷町につきましては小麦を大分前から振興して、今でも作り続けているということから、こういった今回は加工まで含めたいご提案をさせていただくという運びにさせていただいております。

最後に、6ページ目になりますが、想定されるスケジュール感でございます。N年というのが令和2年というもので置き換えていただき、N年度プラス1というのが令和3年度ということで置き換えていただければと思っております。実際、納入業者決定というのが12月に行われるということから、きちんとした手続を踏みながら、また関係機関と協議をしながら進めたいということで、製造開始を来年度の8月、小麦粉納品については9月ということで、来年度の10月にはパンの提供開始というスケジュール感を持って進めたいと思っております。なお、小麦の栽培につきましては、10月播種をして、6月下旬から7月上旬が収穫時期になっているということから、令和2年産の小麦については現在南郷のカントリーエレベーターほか2つの施設で搬入をして、今調整をして検査をしているという状況になってございますので、この資料に基づいて夏黄金を利用したパンの提供ということで、皆様のご提案をさせていただく次第でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） 丁寧な説明、ありがとうございました。

今の説明を聞きまして、教育委員会としての協議も必要なんですけれども、今日は説明をいただいたということで、疑問な点あればこの場でお伺いしたほうがいいのかと思いますので、どうでしょう、今、資料を含めて説明をいただきましたが、どうぞ、成澤委員。

○委員（成澤明子） 大変詳しく説明していただいてありがとうございました。小林さんのお話の中で、学校給食でもう使っているというお話を前半でされたんですけれども、これはどういう形で使っているんですか。

○産業振興課長（小林誠樹） 座ったままでよろしいですか。座ったまま失礼します。

資料の3ページを、ちょっとお開きいただきたいと思うんですが、既にブレンドになってはいるんですけれども、美里町産の小麦粉を農協さんを通じて、さらに全農みやぎさんを通じて、そこから学校給食会のほうに小麦粉として納品されておりますので、全量国産のパンではないんですけれども、現在でも宮城県内産という表現にはなりますけれども、学校給食で提供になっている小麦粉のブレンドとして使用されているという内容となっております。

○委員（成澤明子） ありがとうございます。ブレンドの割合が10パーセントなのか、70パーセントなのかは分かりませんが、幾らかでも使われているということなんですね。

- 産業振興課長（小林誠樹）　ちょうど、3ページの、パンの例があるところの2つ目の点のところに、ブレンド小麦粉の基本割合はアメリカ・カナダ産と国産、これ宮城と岩手が入っているんですけども、そのブレンドがまず7割。この7割のブレンドの割合まではちょっと分からないんですけども、そのブレンドに対して、さらに宮城県産の夏黄金が3割入っているものを今現在使用されているといった内容となっています。
- 委員（成澤明子）　ありがとうございます。
- 教育長（大友義孝）　どうぞ。
- 委員（後藤眞琴）　まるっきり農業のこと分からないんですけども、この栽培に当たっては肥料とか農薬というんですか、そういうことにはいろいろ注意されておられるのは当然だと思うんですけども。
- J A新みやぎみどりの地区本部マーケティング室長（阿部晃）　小麦の栽培につきましては、当然栽培暦という暦をつくりながら、適期肥料、適期防除を生産者に指導しながら、幾らかでもよい良品な小麦、あるいは多収な麦作りというものも含めて指導させていただいているところでございます。また、乾燥調整、いわゆる最終的な調整手段につきましては、カントリーエレベーター、お米を入れる施設があるわけなんですけれども、それを小麦も使いまして、管内3つの施設を使いながら、最終的な調整をさせていただいているというところでございます。
- 委員（後藤眞琴）　どうもありがとうございます。
- 教育長（大友義孝）　留守委員。
- 委員（留守広行）　小麦生産というのは、米生産に関わることだと思うんですよ。今、来年も面積が広がるという話がありましたけれども、やはり収量を確保するというのが一番不安な点なんです、米政策との関連がございまして。その辺の、その、農協さんでの指導というのはやはり米に、今度は稲作にしたいんですけども、やっぱり小麦のほうとかなんとか、やっぱり調整をしなければならぬ、していくというお考えなんですか。
- J A新みやぎみどりの地区本部マーケティング室長（阿部晃）　当然ですね、委員さん今お話ししたとおり、主はお米になりますが、ただ今でいいますと4割、お米以外の物を作らなければいけないというふうな、そういった今仕組みがいわゆる生産調整というようなものになっているんですけども、私たち、小麦の生産につきましては、毎年営農計画書というのを農協で作成いたしまして、当農協ではこれくらいの実需からの要望があるので、こういった品種を誘導したいというふうなことで、作付誘導しながら、当然地域差がありますけれども、当美里については南郷を中心に小麦の作付の推進をさせているところでございます。また、心配してい

る収量になりますが、大体、反収で10アール当たりの収穫量は360キロという試算がされていますが、近年やはり技術の向上等が行われまして、播種前の契約の数量につきましては、約380キロ、10アール当たりの契約の反収の収量で契約をいただいているというところになってございますので、当然まずは営農する計画を立てながら地域に合った作物の推進をし、その作物をきちんと収穫できるように技術指導を施しているというのが農協の役割だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（大友義孝） 大森委員、いいですか。

○委員（大森真智子） ご説明ありがとうございます。

まだちょっと分からない部分とかもあってあれなんですけど、来年の10月には子供たちの学校給食に出てくるという計画イメージでよろしかったでしょうか。

○産業振興課長（小林誠樹） 今、下の小麦の栽培暦のほうをちょっと見ていただきますと、大体6月後半から7月に収穫をするということになりますので、こちらを使って給食に提供することを考えた場合に、小麦粉の製粉、パンの製造からして大体10月くらいがスケジュールとしては目安になるかなというところで、今回このようにスケジュールを想定させていただいたところでございます。

○委員（大森真智子） ありがとうございます。それに先立って、あっていいか悪いか分からないんですけども、子供たちって結構味とかに思っているよりも敏感だったりとかして、ちょっと今回、給食で牛乳をちょっと頂いた時期があって、いつもと違う牛乳飲んだだけでも大分、子供たちいつもと違うというのが分かっていたのがあって、というのがあるんですけども、例えば子供たちにそれに先立って試食会じゃないですけども、こういうのがあるんだよというような何かこうイベント的なというわけじゃないですが、何かこう試食会みたいな、こういうふうになっていくという、そういう食育という部分でも説明した上でこれから食していくというのが大事なかなというのをちょっと思ったんですけども、何かお考えのところはありましたでしょうか。

○JA新みやぎみどりの地区本部マーケティング室長（阿部晃） まず、小麦そのもののサンプルについては、先ほど申し上げました業者さんから頂いているところで、これからサンプルの作成になります。ただ、パンはパンといったとしても、今学校給食で納めているパンの種類がかなり多い、要はチョコだったりメロンパンだったりコッペパンだったり、そういったいろいろなパンがあるので、まずもって、前回事務局のほうでお話ししたときにはやはり栄養士の先生から種類の関係どうなりますかというご相談もありましたので、一旦種類の整理と、あとは

種類を整理した段階で今度は試作というふうなところ、試作についても当然関係機関の方々に試食をしていただきながら、これだったら行けるなというふうな、やっぱり先ほど申し上げましたとおりやっぱりおいしいものを提供したいという思いがありますので、そういった部分も含めて対応はできるのかなと思っています。ただ、それが学校全体に渡るかどうかというのはまた、その関係者と協議の中で整理させていただければと思っていますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員（大森真智子） ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） 今、丁寧な説明をいただいた上で、こちらからの質問に答えていただいたんですが、できれば美里産小麦というネーミング、これを維持するためにはカントリーエレベーターに入ってから出荷するタイミングはいつ頃までなんですか。

○J A新みやぎみどりの地区本部マーケティング室長（阿部晃） 今、教育長お話ししたとおり、美里に本当にこだわるのであれば、カントリーに入っている小麦から、要は全農さんに売る分から独自販売にする分というふうなことで、それを要は販売を仕分けするという作業が必要になってきますので、それについては生産者への精算、いわゆる代金精算については9月上旬を予定させていただいておりますので、やはり8月中には次年度のいわゆる使用計画であったりそういったものを協議しながら、いわゆる独自、いわゆる自己販分として確保するということは可能になります。ただ、確保するのはいいんですが、今度はやはり原料だけではパンにならないので、当然製粉する作業だったり、そういった物流コストだったり、そういったもろもろの経費を資産しながら、改めた提案という格好になるかと思っています。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

できれば、県内でも作付面積も多いんだけど、これせっかくだから付加価値という部分を加えていくとすれば、せっかくこの町での作付をしてもらっているんだから、そして農薬とか、子供たちに安全・安心な小麦なんだという部分があるわけですね。それを取り入れていくためには、学校給食会という教育委員会ともつながりもあるんです、これはこれから整理していかなきゃない部分なんですけれども、そのタイミングを歯車が合うような形で作ってくれる方、それを販売してもらおうJ Aの方々が中心となっていく、そして安心・安全な食パンを子供たちが食べると、そういった流れで持っていくのが一番いいと思うので、そういった取組をできるだけ考えていかなければならないと。今、購入している宮城県学校給食会は、恐らく全日本学校給食会連合会、そっちのほうとのつながりもあると思うので、そういったことも教育委員会では今後の協議ということになると思うので、できるだけ今日いただいた説明を

基に協働で進めていければなという感じは、今私思ったんですけれどもね。あとは、委員の皆さん方と少しずつ協議したいと思います。

成澤委員。

○委員（成澤明子） 国産で、しかも美里町の生産した小麦を子供たちが食べられるというのはすごく素晴らしいことだと思います。ただ心配なのは、留守委員もお話ししましたが、作付が安定してずっと供給できるかどうかということが、やっぱり努力していただいていることですが、あとは製粉工場が郡山にあるということで、あとパン工場が南のほうにあるということなんですけれども、そういうものも美里に引っ張ってこられたらいいとは思いつつ聞いていましたけれども。本当に、輸入小麦ではなくて国産小麦ということで、万一輸入が滞ったときにも胸張って子供たちに提供できるということでは安心ですし、それから小麦自体に長い距離を日本まで運んでくるストレスであったり、農薬のストレスであったり、いろいろなストレスがかかっているのを食べるよりは、地場産を食べたほうがよっぽどいいと思います。農薬は、やはり全部の虫を殺してしまうような農薬ではなくて、何かより小麦にとっても、食べる子供たちにとってもいいような物にしてほしいというのはすごく大きな望みです。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） お話聞いて、こういう産業振興課と農協が協力し合っているなんて、それもしかにも子供たちに自分たちのところで生産したパンをつくる、これ食育の観点からすごく大事なことだろうと思うんですね。小麦がどうやってできるのかも分からないまま大きくなりましたからね。だから、その辺のところ、本当にこの教育委員会としてこれから活用できるんじゃないかと思うんです。一番感心したのは美里町でもこういうプロジェクトができるんだというところ、知りませんでしたので、たいしたものだなと思いつつお話を聞きました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。これから、教育委員会でも協議はする予定でいいということだと思うんですけれども、今日はまず説明を頂戴いたしました。あと、もし質問とかなにかがでてくれば、その都度教えていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

じゃあ、今日は以上でこの学校給食に係る地域食材の活用ということで説明を頂戴したということでございます。大変ありがとうございました。

では、これより暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時55分

○教育長（大友義孝） 再開いたします。

では、次から議事日程のとおりなんでしょうが、今日は傍聴者の方もお二人お見えになっております。中には、秘密会にすべきという案件もございますので、委員の皆様方にお諮りをさせていただきたいと思いますが、審議事項が今回議案として2か件になっています。議案第9号と、議案第10号ですね。こちらを、報告の前、これからすぐに審議事項に入りたいと思います。といいますのは、いろいろと開かれた会議開催を目指しているものですから、ちょっと議事日程のとおりに行かない部分がありますけれども、そういった形で進めていきたいと思うんですがいかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項、日程第2の教育長報告でございますが、その前にこれから審議事項に入ります。

議案第9号なんですが、学校教育係長が入って少し説明をするということになりますので、来る間ちょっとお待ちをいただきたいと思います。この部分に関しては、会議自体は公開いたします。資料につきましては、採択協議会を設置しておりますので、公表の時期を合わせておりますので、今日は委員の皆様方には資料としてお目通しいただいておりますけれども、一般公表につきましては今月末ということになりますのでご承知おきいただきたいと思います。

（不規則発言あり）

一つ、この中で各図書館で頂いたアンケートが、前回の臨時会のところで一応終わっているんですね。それ以降のやつがついていなかったんで、これを今日帰るまでに残りの部分を準備をさせていただきたいなと思いますのでよろしく願いいたします。

審議事項

日程 第8 議案第9号 教科用図書の採択について

○教育長（大友義孝） それでは、審議事項に入ります。

日程第8、議案第9号 教科用図書の採択について行います。

まず初めに、教科用図書の採択につきまして、学校教育係長のほうから説明をお願いいたします。

○教育総務課主幹兼学校教育係長（早坂晴美） 学校教育係長早坂です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お配りしておりますお手元の資料をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、令和3年度より使用する町内小中学校の教科用図書の採択を行うものでございます。

1枚めくっていただきますと、令和2年7月22日付で北部地区教科用図書採択協議会会長から採択決定の通知が届きました。こちらにつきましては、令和2年7月21日に第3回の北部地区教科用図書採択協議会が開催されまして、別紙のとおり決定されましたという通知でございます。

1枚めくっていただきますと、小学校の使用教科用図書、こちらにつきましては、7月8日に開催されました臨時会のときにもご説明いたしました。引き続き教科用図書を使用することによって変更はございません。

裏面につきましては、こちらは中学校用教科用図書につきましての採択協議会での決定の結果が示されてございますのでご覧ください。

次の2枚につきましては、一般図書の小学校用と中学校用の採択の結果でございます。こちらは全て採択希望、丸がついてございますのでお知らせいたします。

一緒に配付してある資料でございますが、次のホチキス止めのものは、臨時会で決定されました内容を北部地区の教科用図書採択協議会へ報告したものでございます。

次のホチキス止めの資料から以下につきましては、第3回の北部地区教科用図書採択協議会時に配られました資料となっております。横書きの物につきましては、北部地区採択協議会構成市町それぞれで報告が出されました希望の発行会社の教科用の図書の一覧、あと専門委員会で採択されました発行会社さんの一覧が示されてございます。

以下、種目、教科ごとに専門委員会で4つの分野、内容、組織・配列、学習・指導、表現・体裁につきまして、専門委員会で協議した内容が示されてございますのでご覧いただければと思います。

次のホチキス止めの資料につきましては、採択の資料ということで、北部地区採択協議会から示されております教科用図書の採択方針から、専門委員会の調査、研究資料までということ

で、次の2つのホチキス止めの大きい資料につきましては、専門委員会での中学校の各教科の研究資料、あと一般図書に関する研究資料がそれぞれ示されてございましたので、こちら配付しております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま説明をいただいたわけでございますけれども、今回の教科用図書の部分に関しては、基本的には4つあるということで確認してよろしいですね。1つ目が、小学校用の検定済み教科用図書の部分です。こちらは、令和元年度と同一の教科書を採択していくということの協議会決定を6月2日にしておりますので、その教科用図書を使うという1つ目です。2つ目が、中学校用の全教科に関する部分でございます。ただいま説明がありましたように、専門委員会、そして大崎、北部教育事務所管内の教科用図書採択協議会が開催されまして、専門委員会から説明をいただきながら1つの教科ごとに協議を図ったということでございます。その前提には、各市町からいただきました委員会から報告のあった部分と調整を図っていったと。それから、専門委員会から出された部分がこの出版会社さんのほうが良いという部分を踏まえて、協議会の中で行って来ました。そういった中で、美里町教育委員会から報告をさせていただいた部分と違う分野のところがございます。こちらにつきましては、前に臨時会で委員の皆様から承認をいただきましたとおり、採択協議会の中で議論をして、その決定をしてきたということでございますのでご承知おきいただきたいと思います。したがって、美里町から出した部分で異なったという部分が、社会の地理的分野のところがございます。それから、音楽の器楽合奏のところがあったということでございます。それ以外は、こちらの美里の教育委員会から報告したものと同一であるということでございます。さらに、附則9条本とよく呼んでいますけれども、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、こちらは一般図書として小学校用と中学校用がありますが、全てのもの採択ということになったということの報告を、協議会の会長から通知を頂いたということでございます。したがって、今の経過を含めて、この部分に至ったということでございますのでご承知おきいただきたいと思います。なお、質問をいただく時間がありますので、どうぞ、ご質問があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、質問なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論もないということによろしいですね。

それでは、議案第9号 教科用図書の採択について、令和3年度から使用いたします教科用図書を、協議会から頂きました通知書のとおり採択をするということにしたいと思いますが、委員の皆様方の賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） では、挙手全員ということでございます。したがって、協議会から送付を受けた教科書を令和3年度から使用することに決定させていただきます。ありがとうございました。

日程 第9 議案第10号 学校医の委嘱について

○教育長（大友義孝） 続いてまいります。

日程第9、議案第10号 学校医の委嘱について行います。

議案については、既に委員の皆様方に配付のとおりでございますけれども、議案第10号 学校医の委嘱でございます。このことにつきまして、学校保健安全法第23条第1項、同条の第3項の規定に基づきまして委嘱したいので、提案をさせていただくこととなります。

このたび、美里町学校医であります菅野俊雄氏が令和2年8月6日をもって退職するというに伴いまして、学校医も退任されるということになります。後任であります角田雅宏氏を学校医として委嘱するものであります。これが提案の理由でございます。

この議案につきまして、委員の皆様、質問ございますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質問なしということで確認させていただきます。

なお、この学校医は一つの人事案件ということでもございますので、討論は省略させていただきます。

採決に入ります。議案第10号 学校医の委嘱について、このことにつきましては原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でありますので、議案第10号 学校医の委嘱につきましては原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

それでは、1時間経過しましたので、ここで5分間休憩いたします。再開は40分からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時42分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） これより、日程については順番どおりに進めさせていただきたいと思えます。

では、報告事項に入ります。日程第2 教育長の報告でございます。

教育長の報告の部分に関しましては、委員の皆様、既にお目通しいただいたのかなと思っておりますので、ピックアップしてお話をさせていただきたいと思えます。

まず、資料の下のところに所長1とか所長2というページ番号が振られているんですが、所長の1番というところを出していただきたいと思えます。上から何ページ目でしょうか、4ページ目あたりですかね。この中でまず、2番目の令和3年度の管理職選考につきまして、もう時期が到来してきました。8月11日、これは校長選考と教頭選考の筆記試験が行われる予定となっております。面接試験につきましては10月ということでございます。

それから、3つ目の令和3年3月末、管理職等人事異動についてということでございますが、これ、人事異動はどういった部分でなされるかという部分が、この備考欄のところを見てくださいんですけども、学校の統合です。統廃合によって、管理職の先生方の人数が変わるところがありまして、現在見通しとして、今年度の末で大崎市の部分ですね、こちらが4小学校が統合されると。それから、金成小中学校が義務教育学校になるとかですね、令和3

年度の末ではこのような考え方が今なされていると。美里町教育委員会関係分としましては、令和5年度末でこのようになっていくという部分が、今のところの考え方であるというところでございます。

それから、管理職選考に当たっての出願者数につきましては、所長の5ページに載せてありますので、どうぞご覧いただきたいと思います。

それから、来年度から教職員の採用の部分でございますが、所長の6ページのところに、小学校、中学校、高等学校、それから出願者数や出願倍率という部分を書いてあるんですけども、例えば小学校の前年度の実質倍率2.0倍と書いてございます。ここが、倍率は倍率として実際受験したかどうかという部分も見ますと、随分率が落ちてしまうんですね。要するに受験していない出願者が結構いるということです。その差、どれくらいかという問いをしましたら、小学校で前年度実質倍率2.0となっていますけれども、実際は2.7だったそうです。0.7の方たちが受けていないということになると、そういったこのようでございます。

それから、最後にちょっとお話ししたいところが、ずっとページをめくっていただくと生涯学習の次にページ番号のない令和2年度第3回教育長連絡会議補足資料というのが出てくるんですね。右上には令和2年7月2日と表示のある紙1枚のやつです。この表の次あたり、ありますか。こちらの説明を、後から所長からいただいたんですけども、SC、つまりスクールカウンセラー、それからSSW、スクールソーシャルワーカーですね、こちらの配置につきましては、国の現行の事業になりまして、こちらは令和2年度で終了です。次年度からは補助金といいますか交付金の措置も何もなくなってくるということですが、令和3年度からは復興庁で後継事業として何かしら今検討していると。5年間継続する予定で、段階的に国の補助を減じていくと。1年度目は多分100パーセントなんでしょうけれども、2年目からはどんどん減ってくるというんですかね、交付される率が減ってくるということになると思います。

それから、もう一つは、心のケアハウス事業でございます。こちらは、大崎のけやき教室のほかに、美里町としてけやき教室の分室としてはなみずき教室を行っております。こちらの部分については、第1期が美里町と涌谷町と加美町が実施してきております。補助期間につきましては、今年度で終了ということになってきます。そこで、このままでは継続をどの教育委員会も望んでいるわけございまして、今後、県としての取組の方向性を9月ころに示してまいりますという返事をいただいているということでございます。この部分につきましても、在り方も含めての検討を教育長連絡会ではやっていく必要があると。つまり、各市町のけやき教室

の分室、それから今の市民会館の隣の大崎中央公民館に開設しているけやき教室の在り方も含めて検討していかなくやならないということでございます。

最後の部分については、6月の教育委員会定例会が終了した後の主な行事を載せました。

以上が、教育長の報告でございます。何かご質問、ご意見、ありましたらいただきたいと思っておりますけれども。

○委員（後藤眞琴） 最後の、心のケアハウスの部分についてですけれども、これ、9月頃に県としての取組の方向性を示すということなんですけれども、これは補助をするという方向性の可能性はあるんですか。

○教育長（大友義孝） 今のところ、何かしらの措置をしていきたいということなので、ただその事業のやり方ですね、こちらも含めて整理をかけますということなんです。あわせて、大崎管内、北部教育事務所管内での教室の在り方、これも含めて検討していくということです。

○委員（後藤眞琴） そうすると、美里町ではなみずき教室の在り方を検討するんじゃなくて、大崎市のほうで検討するということですか。

○教育長（大友義孝） これは、けやき教室という広域の教室がありますので、それをどうしようかというまず第一ステップです。あと、それぞれの市町で行っているのは、それぞれの補助金の流れがありますので、その事業の在り方をどういうふうにしていくかというのは、市町ごとに考えていくということになります。ですから、今もう始まっているんですけれども、教育長連絡会や、それから宮城県内の教育長部会なんかでも、来月ですか、部会なんかもありますので、その議論をしていくことになります。そういったことで、教育委員会でも議論していかなくてはならないと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、日程第2の教育長報告を終わります。

日程 第3 報告第10号 会計年度任用職員に係る休業手当の追加支給について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第10号 会計年度任用職員に係る休業手当の追加支給について行います。では、事務局から説明を頂戴したいと思います。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから。

資料は、本日お渡ししたものでございまして、左上に令和2年7月27日開催、美里町教育委員会定例会報告第10号というものでございます。これは、先の教育委員会でも報告してあるんですが、4月分の休業手当、これ会計年度任用職員の方々でございまして、休んでいただいた方々に対しまして町として6割の休業手当をお支払いするという対応したということですが、その後、これ一番最後に町長名で関係各位ということで会計年度任用職員（時間給）の休業手当についてお知らせというものをお出ししております。これ、7月10日付でございまして、このようなことで、まず中身的には6割をお支払いさせていただいたということでございます。これは、6月22日ですね。しかしながらということで、宮城県を通じて総務省から公立の保育所が臨時休園等を行った場合における休業手当については10割を支給することが適切である旨の通知がありました、というのがこの前の宮城県の総務部市町村課長から各市町村の人事担当課長に宛てた文書、あとその次のものでございますけれども、総務省の自治行政局公務員部給与能率推進室から各都道府県総務部御中ということで宛てて出したものでございます。これは、この中身を見ていきますと、国で保育所に係る費用を賄っているというところがありまして、その算定基礎となる人件費とかですね、そういうものについては休業を見込んだものではなく、通常のもので算定しております、お金を出しておりますということなんですね。なので、国からそういうことでお金は出しているんで、そのお金をほかの目的には使わず人件費として使ってくださいと、そういうことで見ておりますのでということなんですね。なので、10割を出すことが妥当であると。これは、町のほうからも当然私立の保育所等々に指導する立場にあるということになりますので、指導する立場として、そういう指導をしておきながら町で例えば6割の休業手当と、その他の分野におきましてもそういう取扱いではうまくないのではないかとということで、この通知に基づきまして、町長部局のほうで整理した結果、やはり保育所に関わる部分ではなく町の全体の会計年度任用職員ですね、6割払った職員に対しましては、やはり同じ取扱いにすべきであろうということございまして、10割を支給するというところで、追加で支給をしたというところで、7月16日にお支払いをしているということで、その報告というところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま報告をいただきました。ご質問ございますか。よかったということだと思いますので、質問はありませんね。（「よかったと思います」の声あり）ありがとうございます。

では、以上をもって報告済みとさせていただきます。

それでは、これより日程第4に入っていきますが、お諮りをさせていただきます。日程第4の報告第11号と、日程第5の報告第12号、それから日程第6の報告第13号につきましては、秘密会に値する内容のものと考えます。そこでお諮りいたしますが、この3つの部分につきまして秘密会という形にさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、これより秘密会とさせていただきますので、事務局のほうでもし傍聴の方があればその旨、よろしく願いいたしたいと思えます。

日程 第7 報告第14号 令和2年度学習・生活習慣調査について

○教育長（大友義孝） それでは、報告第14号に入ります。日程第7、報告第14号 令和2年度学習・生活習慣調査について報告をさせていただきます。阿部専門指導員、お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部毅） 私から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

（「教育長、すみません、これは秘密会でよろしいのでしょうか」の声あり）

○教育長（大友義孝） ごめんなさいね。戻ります。日程第6の報告13号は以上で終わりました、日程第7、ここから公開の会議でいいということになりますね。では秘密会は解除ということにさせていただきます、日程第7の報告第14号をやっていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。すみませんでした。

○学校教育専門指導員（阿部毅） 今回、7月分ということでご報告させていただくんですけども、臨時休業のために1回目ができませんでしたので、学校が再開してから約1か月が経過したという状況の中での7月6日から10日の5日間で集計した結果でございます。学校現場のほうでは、先ほど大森委員からもいろいろと情報がありましたように、いろいろ細やかな子供たちの学習の習慣化を図ろうという努力は、我々も学校訪問したり、あるいは学校便りなどにもいろいろ表されております。美里町のほうの方針の中で、この臨時休業を踏まえて、今後のやはり教育活動は、学習と行事のバランスというものが取れた状態になるようにという方向づけの下に学校のほうではいろいろと細かく、どのようにしたら子供たちの教育活動が充実す

るかというのを、本当に制限が多い中頑張っていることは本当によく分かります。ただし、やっぱり行事関係なんかは大分崩れているので、先ほどご指摘のように子供にとっても、教師側も一生懸命やらせたいと思っても、子供もやっぱり、最初のうちはいいんですけども、どうしてもだんだんストレスは抱えるのは当たり前で、まして夏休みも短くなってしまっているの、非常にストレスを抱えた状況であるだろうなという予想はついております。その中で、状況として把握して、今後に役立てたいと思っておりますが、この資料前もってご提出しました7月の報告と、本日コロナの休業等の影響ってどんな感じになるかなということで、本当にちょっと雑駁な資料なんですけど、補足資料で令和元年度の第5回、2月の一番最近のデータと比較をちょっとしております。

小学生のほうですね、1の学習時間、2の学習内容、それから3の睡眠時間、4の朝食摂取率というのがおおむね、これ部分的には課題はあるんですけど、2月と同様の傾向であったんですね。これ、色で囲ったのはクリアしているというものです。ですから、白く抜けているところがちょっと落ちていると、見ていただくといいんですけども。補足資料の各表の下に、黒とか赤で出ているのが平均値で、上が今回の、下が2月のということで、それを単純に比べてみたんですけど、比較的、1、2、3、4の項目についてはまず同様な状況だったというのが分かったんですね。ただし、5番のノーテレビ・ノーゲームデーの実施についてはまるきり低くて、これとか見ると、多分かなり、子供自身の生活の中の自分を律するというか計画的に生活するとかそういった部分が、ちょっと力が、そここのところが落ちていると。せっかく2月の段階で大分上がってきたなという部分が、やっぱりこの3か月の中で乱れているということが感じられます。このことは、休業中のアンケートの結果ともリンクしております、やはりそういった部分が影響というか、子供たちですので一度ついた習慣っていうのがやっぱりなかなか直らないんですね。そのあたりは、家庭との今後の連携っていうのが重要になってくるんだろうなと思っております。

中学校のほうでは、先にお渡しした報告の中の1、学習時間と2の学習内容という部分は、そちらのほうを見ていただきたいんですけど、中学生は非常に勉強していないと言ったらあれなんですけれども、勉強時間が非常に短いし達成できていないんですね。中学生というのは、多分、テストとかそういう目標があって初めてそういった時間をしっかり使つてということになると思うんですけども、その点がまだそういう目標というものを立てられていない状況の中でのいるんだろうなと思います。学習内容は、取りあえず自主勉強や宿題をやっているそうなんですけど、かけている時間が多分かなり短いんだと思います。余った時間というか余暇がで

きたらそれをスマホとかゲームに使ってしまっている傾向がありますね。後のほうの5番のノーマホ・ノーゲームデーなんかを見ますと、まるきり真っ白なのでかなり低いし、そういった形でまだ生徒自身の中で先を見た目標設定というのが少しまだできていないんだろうなという感じます。中学校のほうでは、その辺は十分問題視しておりまして、今後学習の課題の与え方とかそういったことについて検討していくというような考察もありましたので、変容は今後見えてくるのではないかなと思っています。ということから、長期休業の影響としてはやはりあると。それは、小学生よりも、高学年になるに従って、そして中学生になるに従って、自分で主体的に勉強するとか生活をつくっていくということが弱いのではないかなと感じています。今後、家庭としっかり連携をとっていかなければならない時期だと思います。先ほどからあるように、やっぱり内面ではもっといろいろな部分で悩んでいる部分があるはずなので、そういったことをきちんとあぶり出して、すくい出して、全体的な高まっているものをつくっていかなくちゃならないんじゃないかと感じました。今後、教頭会や、校長会でもこういった話をしていきたいと思います。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

阿部先生、これ確認なんだけれども、今日頂いた資料の、例えば2月と現在の比較をしてもらったんですけれども、例えば2年生であれば2月の時点では1年生の児童ということで（「そうなんですね。そういうことなんです。ちょっと学年変わってしまったので、まるっきり、ちょっとそのあたり傾向としか言えないんですけれども」の声あり）分かりました。

どうぞ、委員さん方からご意見頂戴したいと思います。

○委員（後藤眞琴） 中学校の5ページ目の2の学校以外での学習内容ですけれども、これ小牛田中学校が極端に宿題を提出しないのか、しなくて提出しないのかは分からないんですけれども、低いですよ。自主学習はそれほどでないみたいなんですけれども。それで、考察のところを見ますと、必ず提出するような方向性を教職員で共通理解していきたいと。なぜこういう結果になっているのかは書いていないんですけれども。これ、最初に申しましたように宿題をしているんだけれども提出していないのか、しなくて提出しないのか、その辺のところ分かるような考察をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） ちょっと、この辺分からないのね、宿題やったんだけれども出してないっていうのと大きく違う。そういうところちょっと確認してみてください。

そのほか、ご意見ないですか。全体的に見ると、これが委員の皆さん方が知っておかなけれ

ばならない、長い期間の休業期間があって、アンケートを実施させてもらったんだけど、具体的な流れが今回の生活習慣調査の中で現れてきた。阿部先生言われたように、これから先生方たちの会議の中でこれらを伝達しながら改善していく、そういった流れを組み立てていただくということになるかと思うんです。ただ、これ見ると、家庭と連携してやっていくという部分がすごく多いような気がするんですね。その家庭との連携というのは今回夏休みが短くなって、夏休み期間中に保護者さんたちの面談とかいろいろ相談とかあると思うんですけども、それが短くなってなかなか、可能な回数も減ってきているのかなって感じなんですね。でも、家庭と連携しながら進めていかなきゃいけない部分が結構多いと思うので、先生方にまたご努力を強いることになるかもしれませんけれども、ここはお願いしたいところですね。

以上のような結果であるということで、ご承知おきをいただきたいと思います。

では、報告第14号の学習生活習慣調査の今回の分については終了とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、休憩しますか。では5分間、40分まで休憩いたします。休憩に入ります。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時40分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

協議事項

日程 第10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝） これより協議事項に入ります。

日程第10、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について協議をさせていただきます。

では、事務局のほうから説明、よろしく申し上げます。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） こちらの、点検・評価の資料でございます。こちらについては、7月8日に行われました臨時会での資料をお出しさせていた

できました。こちら、あくまでたたき台でございます。教育委員会としての原案づくりでございます。本日、もし修正等ございましたら、そちらの修正等加えまして、仮にですが、本日も承認いただけるのであれば今月末、7月末から8月上旬に向けて第1回評価委員会、そちらに向けて資料を出したいと思っております。ただ、評価委員会のほうですね、資料をお送りするというのですが、中には、進めていく中で内容ですね、若干、評価委員さんの意見を聞きながら中身をちょっと修正、変わっていくような変更箇所もあるかと思えます。もし、仮にですが、評価委員1回目、2回目と、8月中に2回目を行いまして、もし仮に3回目というのであれば前回もお渡しした資料のほう、12月の町の議会の報告と公表に向けて、そういったスケジュールの流れになるかと思えますが、評価委員会を2回開催ということであれば9月の町の議会に向けて報告と公表、そういったものができるのかなど。可能な限りであります。そちらのほうに向けて進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

まず、この点検・評価の部分に関して、前回スケジュールの案という形で示させていただきました。それでは、12月の公表に向けて考えたパターンだったんですが、従来であれば一般会計、特別会計も含めて9月は決算議会ってよく言われている部分がありまして、その部分を考えると、前年度のものは9月議会で報告するのが一番適切な報告タイミングであろうと考えております。従いまして、できるだけそのタイミングに向けていきたいなと思うんですけども、今回は9月1日から議会が始まると思うんですけども、その前に公表といいますか、議会に提出をして、議会の全員協議会で説明をしてという形が従来のやり方なんです。それを、今の取り方でいきますと、12月であればその組み立てがちゃんとできるであろうということになるんですけども、できるだけ早く報告し、我々もその点検をした部分を反省を踏まえて次に向かっていく必要があるということなので、できるだけ早く臨んでいきたいと思っております。それで、いろいろこの点検・評価の対象、方法、これは教育委員会自らが点検・評価をするべきものでございますので、委員の皆さんからお気づきの点をお聞きし、そして修正を加えたものを点検・評価の委員会のほうに見ていただくということになるかと思うんですね。その前には、教育委員会として自らが点検した部分でこうだったなという部分をつくらないと駄目だということでございますので、その辺のところのご意見を頂戴したいということでございます。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 大ざっぱに発言させていただきます。あとは教育長さんからよろしくお願

いします。僕は、教育委員会の会議の議事録と、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書というのは、教育委員会の運営について検証する際に特に重要なものだと考えておりますので注意して読んでおります。それで、令和元年度の点検・評価書を見ますと、これ、案がついていませんけれども、藤崎補佐からたたき台だという説明があつて、僕が一読、僕なりに丁寧に読ませていただきましたら、修正しなければならない箇所と、それから修正したほうがよいと思われるところがかなりたくさんあると思われました。それで、教育委員の皆さんもお読みになってお気づきになっているかと思うんですけれども、これ、僕のほうで、いちいち細かいことは省かせていただいて、提案させていただきたいのは、これを今、藤崎さんからお話ありましたたたき台としてもう一度、教育次長さんと教育長さんがお読みになって案をつくっていただいて、それで教育委員会に提示していただく。それをみんなで協議していったほうが良いと思います。時間的に9月には無理だと思うんですけれども、12月までには何とかなるんじゃないかと思えます。そういうふうにしてはどうだろうか僕は考えていました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そのほか、どうですか。委員の皆さん方からご意見というのは。今、後藤委員から提案がありましたように、たたき台を教育長、教育次長、教育総務課内でももう一度点検をし、それをたたき台の案として、もう一度教育委員会に提案してはどうかと。9月の報告という部分にあまり固執しないで、きちんとしていったほうがいいんじゃないかということの意味だと私は今捉えたんですけれども、そういう形でいいですか。（「はい」の声あり）そういったことで、今回、前年度からの課題はどうなったか、そして去年行ってきたものについて実際どうだったかという部分をチェックしていかなくてはならないということでございますので、この辺もう一度整理をする機会を与えていただいたということでございます。いかがですかね、委員の皆さん、そういう形で進めさせてもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）その間に、お気づきの点は、定例会とかそういったことじゃなくても電話とか、ちょっと来いということであればお邪魔もしますので、ぜひそういった内容で捉えていただき、教えていただければと思います。

じゃあ、そのような方向で進めさせていただくということで、今回はご理解いただくことにさせていただきますと思います。この機会に、広範囲にここはこうだという事もやっていきたいなというところもありますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局から何かありますか。（「大丈夫です」の声あり）大丈夫ですか。では、あとは出来上がった部分を委員の皆様方にもう一度配って、指摘箇所を修正し、またたたき台にするから、

それを見ていただくということにしたいと思います。では、よろしくどうぞお願いいたします。

では、この点検・評価に関しては以上で終了させていただきます。

日程 第11 教育課程の充実に向けた検討について

○教育長（大友義孝） 続けて、協議事項の日程第11、教育課程の充実に向けた検討について協議をさせていただきたいと思いますが、実は資料につきましては、前回校長会の役員、会長さんと膝を交えて、いろいろと懇談させていただきました。学校の現状をいただきましたし、流れとしまして、これから教育委員会として決めなくてはならないことは、学校管理規則の改正を最終的には改正をするということになるんですね。でもそれは、一つは1学期はいつからいつまで、2学期はいつからいつまで、3学期はいつからいつまでという学校管理規則になっています。それから、休業日はいつからいつまでということを決められています。そういったところにすぐ手をかけてしまうと、なかなかこう動きが取りづらくなっていくということがございまして、先日お話をいただいた状況を踏まえて、2学期制とそれから夏休みの短縮についてはその方向づけで検討してもらおうという形にしていきたいなと思っているわけですが、けれども、いかがですか、委員さん方のご意見を頂戴したいと思いますけれども。大森委員、どうですか。先日のお話を聞いた中で。

○委員（大森真智子） 特には、大丈夫です。

○教育長（大友義孝） 留守委員は、どうですか。

○委員（留守広行） この間、2学期制のほうを採用したいという先生方の報告なので、早急にその法を定めるというのが必要だという認識に立ちました。ちょっと飛ぶかもしれませんが、やっぱりこれから長期の休みについても、今回ではなくても、やっぱり考えざるを得ない時期が来るんじゃないのかなど。夏休み、冬休み、あと年度末の3月、4月のほうも、やっぱり授業時間確保のためには考える時期が、すぐでもないでしょうけれども、そういう時期も来るのではないかという考えにもなりました。

○教育長（大友義孝） 前から、委員のほうからも言われておりましたように、今年はコロナウイルスの感染防止対策で4月、5月という形で学校を臨時休校して、そっちのほうを優先するのが今年度手をかけていくべきだろうということがあったわけですね。それは重々、そのとおりだと思います。ただ、学校の現場の状況を踏まえていくと、すぐ次年度をどうすべきである

かというところが直前に迫ってきているということもあって、そういった中で委員の皆さんに学校の校長先生のお話も直に聞いていただいたということでございます。そういった中での取組ですが、先ほど言いましたように規則の改正をいきなりするというのではなくて、規則を改正する前に試行的段階というんでしょうか、そういったことができないのかなと思っているんです。といいますのも、やるとすれば令和3年度からの取組になっちゃうんですけれども、それが2学期制なのか3学期制なのかで学校の行事予定の組み方が変わってしまうということなので、その方向づけを示さない限りは学校でも組み立てようがないということなんですね。でも、結論としては、夏休みに入る直前くらいにその方向づけを持っていかないと、先生方は行事を組み立てにくいものですから、今がその時期だなと思っていたところがあります。そういった部分を含めて、成澤委員、どうでしょうか。

○委員（成澤明子） やっぱり2学期制というのが、例えば具体的に出てきたわけなんですけれども、子供にとってもよい、先生方、指導する立場にとってもよいというのであれば私は構わないと思うんです。この非常に時間が少なくなったこの機会に、やっぱり学習、子供たちが学んでいくということに集中するということが第一です。そのために学校行事を減らせるものは減らすとか、あるいはセレモニー、よく来賓の言葉とかありますけれども、ああいったこととか減らしていくとか、行事に対して地域の人にお見せしたりするために割と結構時間を使っているようなところの見直しが必要です。なかなか現状を変えるというのは子供にとっても先生方にとっても大変だと思うんですけれども、それでもしていかない限りは今までどおりかなと思うんです。卒業式も、本当にコロナがあってそういう状況で私たちも参加させていただいたんですけれども、非常にシンプルの中にもやっぱり子供たちが卒業していくっていうまとめの気持ちと将来に対する気持ちっていうのがぴしっと決まって、何かとっても、こうあるべきじゃないかなと。全く練習もしなかったそうで、当日来たときに合わせるみたいな感じだったようなんですけれども、それでいいのかなと思わせられたシーンでした。だから、思い切って割愛できるものは割愛していくような、教育課程の見直しがあっても良いと思います。よく私は分からないんですけれども、後藤委員はイギリスにいらっしゃったので分かるかと思うんですけれども、入学式とか卒業式とかないという話も聞きますよね。

○委員（後藤眞琴） 大学のことしか分からないですね。

○委員（成澤明子） 義務教育といいますか、小学校、初等教育、中等教育の話ですけれども。

○委員（後藤眞琴） それはちょっと。大学は卒業式はかなり派手ですよ、立派ですけれども、本当にセレモニーに従って。（「派手にやるんですか」の声あり）派手というか、帽子もちゃ

んと全学生がね。

○委員（成澤明子） 何となく始まって何となく終わるっていうのを聞いたことがありますけれども。

○委員（後藤眞琴） 一緒に研究会なんかに出ていた小学校の先生だったという方に聞くと、お話を聞くと、日本よりもかなり厳しいところは厳しい。例えば、学校に行くのも保護者が、これはもう保護者がきちっと連れ帰らなきゃならないとか。日本の場合には保護者が連れて帰るようなことは義務づけられていないからね。そういうところは厳しい。それから、パブリックスクールっていうものが、これは私立なんですけれどもパブリックスクールって、大森さんなんかよくご存じだと思うんですけども、これはほとんどが全寮制で、大体お金、中流階級の中以上の方が行かれているようなところ、これはもうそこに預けるということです。そういう人はケンブリッジ、オックスフォードとかの大学に行かれる方が多いそうで、そういうところが違う ようです。

ついでに、先ほど僕、この前先生方、校長先生のお話を聞いて、留守さんと同じ考えですね、それから成澤さんとも。まず、本当に先生が授業をするに当たって予習する時間が、本当につくるのにもかなり苦労していると。これだったら本当にもう、それを確保しなきゃまず授業にならないですからね。そうすると、やっぱり2学期もやむを得ないんじゃないかと、2学期制ですか、とったほうがいいんでないかとかという感じ。それから、このコロナ、明日終わるわけではないですよ、今年終息するなんて誰も分からないですよ。来年も、再来年も続くかもしれないですよ。そういうときに、成澤さんのおっしゃるように、その授業の確保をどうするのかと。これは、今年のこの経験を踏まえて、入学式とか卒業式なんかも本当に子供のことを考えて短縮して、できるところは短縮して、そういうことを考えていったほうがいいんでないかと。僕は、政府が言う新しい生活様式とかいう言葉は嫌いなんですけれども、本当にその学校ごとに、よく子供たちの状況を知っている先生方が、それを踏まえた形でできるだけ簡素化し、生徒と接する時間をつくる、それで授業の時間も確保して、それをやっていただくチャンスでないかと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

教員の満足した教材研究、そして授業準備をしっかりと行っていく、その上での授業展開ということですよ。そういったことは、教育委員会として先生方の時間の確保をどういうふうにしたらしてあげられるのかと、その方向づけを持っていくために今がチャンスであるというふうな認識の下に立っていくということですので、これまでの部分、目的やそれから

実施方法とかですね、いろいろなことはあるものの、先ほど言いましたように令和3年度の授業の組み立てを今からスタートを切る上で、2学期なのか3学期なのかで全く違いますので、今後教頭会、教務主任者会議がありますので、具体的な詰めにしていただくためにも、教育委員会としては先程、先生方からお話をいただいたような形で、2学期制で進めていきたいということで検討をお願いするという形にしていきたいと思います。

ただ、問題なのは規則の改正ですね。規則の改正の部分については、今すぐに改正ではなくて、やはり段階的に試行的な運用としてやるのがいいんじゃないかなという感じはするんですね。それが可能なのかどうかって、ちょっとそれも調べていかなければなりませんけれども。方向性としては、2学期制の進め方で行事の組み立てをしていただく、そういった形で進めていく。そして、保護者の皆さん方への理解、先生方の理解もそうですけれども、そういった展開をこれからお願いしていくということにしたいと思いますけれども、そういう方向づけでよろしいでしょうか。

○委員（後藤眞琴） ちょっとそれに関して、それでよろしいんですけども、僕たまたま今日持ってきた美里町立学校管理に関する規則、学期のところね、第2条ですね、小学校及び中学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると。2項は、学年を分けて次の3学期制ととなっていますよね。3項目、これ活かせばもう十分、暫定的に可能で、前項の規定により難しいときは校長は教育委員会に意見を申し出ることができる。各校長が、教育委員会にこういう理由なので2学期制にせざるを得ないとやれば、ぜひ出していただければ、各校長の対応で十分暫定的に、規則を改正しなくてできますよね。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

読み取り方如何かなと思っていたんですけども、それ、前項により難しい場合は以下ですけども、教育委員会に報告すればそれでよしという文面が結構あるんですね。今回は、意見を申し立てることができるんですよ。

○委員（後藤眞琴） 意見を申立てできるから、それを各校長が申し出てきたら、それを教育委員会でどうしたらいいのか認めるか認めないかを協議すれば。それで、今までの教育委員会の意見としては大体認めていいんでないのということになっておりますので、この暫定的にできると、僕は解釈します。

○教育長（大友義孝） その上で、しかるべき時期が来れば規則を改正すると。

○委員（後藤眞琴） それは、追々ですね。

○教育長（大友義孝） 休みの部分なんかも出てきますね。学年初めのお休み、それから夏休み

の期間、それから含めていかなきゃいけないのが今度秋休みを入れていったり、冬休みが入ったり、それから学年終わりの期間の休みという部分がたしかあるはずですよ。その部分にも今度触れていかなきゃいけない。

○委員（後藤眞琴） それも第3条で（「校長先生が」の声あり）校長はあらかじめ教育委員会に届け出て、期日を変更することができる。ですから、休みのところは全然問題ない。

○教育長（大友義孝） そういう形で進めることで、確認できたということによろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、そのような方向づけで今回持っていきたい、進めていきたいと考えますので、ご理解を頂戴したいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

日程 第12 団体からの質問について

○教育長（大友義孝） では、続いて日程第12、団体からの質問について行いたいと思います。

こちらの部分につきましては、教育次長から説明しますか、どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私からご説明させていただきます。

まず、資料につきましては、令和2年7月10日付で美里町教育委員会宛てに美里町まちづくり会議から頂いた質問書というところがございます。これは、事前にお配りしているのですが、内容は見ていただいたとは思いますが、前回、美教総第388号で回答をしておりますが、その解答に対して疑問がありますので回答をお願いします。回答につきましては、令和2年7月31日までお願いいたしますというところがございます。これは、以前いただいた請願の処理についてですね、質問ということではいただいているものでございます。

指摘した内容というところと、貴教育委員会回答の問題点というところと、あとは質問1ということで、あと次のページになりますが、同じような順番で3つほど質問をいただいております。これに対してどのように取り扱うかというところですね、決めて対応していかなければならないのかなと思っておりますので、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

どうでしょう、この質問に対する部分についてまた質問書を頂戴したわけでございます。回答していくという方向づけでよろしいですかね、前回と同じような形だと思うんですけども。回答の文案については、こちらで、それ以上、前回に回答した部分もありますので、それを確認をさせていただいておりますけれども、内容のほうについて委員の皆さんにまた確認をしてもらってから回答するというところでよろしいですかね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、原案の部分は後ほど委員の皆さんに確認していただくということにさせていただきたいと思います。成澤さん。

○委員（成澤明子） 今、聞いてもいいですか。（「どうぞ」の声あり）1枚目の美里町立小中学校におけるICT環境整備についてというところで、1枚目の一番最初の（「それは多分違う資料」の声あり）美里町教育総務課って書いてあります（「それはその他の部分でやっていただく部分」「次の議題の」の声あり）すみません、じゃあよろしいです。後で。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。じゃあ、そういったことで確認の上回答するというようにさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（後藤眞琴） その際できるだけ丁寧に回答案をつくるの、よろしく願いしたいと。

○教育長（大友義孝） では、丁寧な回答を。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これまでの流れも踏まえまして、これもよく確認させていただきまして回答案をつくって、見ていただければなと思いますのでよろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） では、そういう方向で進めさせていただきます。よろしくお願いします。

では、ちょっとここで休憩を、少しだけ頂戴いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後3時58分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

その他

○教育長（大友義孝） では、その他案件に入ります。

G I G Aスクール構想についてということと、そのほか、あと2件ありますけれども、まずG I G Aスクール構想についてということで、説明をいただきたいと思います。では堀田係長が出席しておりますので、お願いいたします。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） 情報教育を担当します堀田です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきたいと思います。

前回の定例会の補足説明と、あと事業予算につきまして、財政部局との協議した内容についてのご報告をいたしたいと思います。

では、I C T環境整備について、まず国の動向と町の考えについてというご説明をしたいと思います。

初めに、2ページ目をご覧くださいと思います。

I C T環境整備については、まず国の動向のほうですね、説明したいと思います。平成29年8月に国の有識者会議でまとめられた学校におけるI C T環境整備の在り方に関する有識者会議の最終まとめと、あと平成29年12月に文科省で定められた平成30年度以降の学校におけるI C T教育の整備方針について、公表されました。そこで、国では具体的な取組として教育のI C T化に向けた環境整備5か年計画をまず策定いたしました。中身が、教育の資質・能力の向上、指導体制の整備、教材の充実及びI C T環境整備について、明記されています。また、学習指導要領の中でも社会生活の中でI C Tを日常的に活用することが当たり前の中になっていると。1人1台専用の学習用のパソコンを段階的に整備する必要があるということがここであらわれております。また、情報活用能力を言語能力、問題解決、同様に学習の基盤となる資質、能力の位置づけともなっております。さらに、平成30年6月に第3期教育振興計画が作成されまして、その環境の整備に対して教師のI T活用能力の改善、あと学習用のパソコンを3クラスに1クラス分程度の整備、あと普通教室における無線LANの100パーセント整備というのが政府全体の方針としてここで決定されたわけです。昨年12月に出されたこのG I G Aスクール構想というのは、この取組の一環となっております。これが、国の基本的な考えという形となっております。

3ページを見ていただきたいと思います。

前ページと加えて、今年ですね、新型コロナウイルス感染症の拡大で約3か月間学校が臨時休業いたしまして、児童生徒の学習への対応が、この学校と家庭のI C T環境により地域格差

が生じているということが問題となりました。また、今後、第2波、第3波を想定したことを考えると、早急なICTの環境整備も同時に必要だということをうたっております。そこで、文科省のほうでは、新型コロナウイルスの感染症対策と同時に子供たちの学びの保証を両立させる必要があるだろうということがうたわれました。そこで、先ほど2ページ目に説明いたしました令和5年度までの段階的な整理、5か年計画なんですけれども、それを本年度前倒しをして令和2年度までに一気に整備するというので、国のほうで補正予算措置をしたという流れが、まず国の動向という形になっております。

それを受けまして、町のほうではどうしたらいいのかということなんですけれども、この国の第3期の振興計画に上げているICTを活用した教育の推進に関わる整備ですね、それを国の動向を見極めながら整備をできるだけ早く進めていきたいということが町の考えであります。また、3ページでもお話ししましたとおり、コロナウイルスが今回この計画と、その後感染拡大という部分が加わりまして、その環境づくりにも取り組んでいかなければならないという2段階という形になりますかね、その部分が県との考えになります。

それを踏まえて、また1ページに戻っていただきたいんですけれども、では、町としてはどのようにしたらいいのか、このICT環境整備をどのようにしたらいいのかということで、その内容について1ページをご覧くださいなんですけれども、1ページの下段目ですね、2の事業内容をご覧くださいと思います。

環境整備のまず1つ目が、校内通信ネットワークの整備事業ということです。内容につきましては、前回もお話ししたとおりなんですけれども、校内LAN整備と電源キャビネットの整備ということになります。あと、対象につきましては、小中学校9校を考えております。あと、補助対象につきましては、実質工事費または国庫費の低いほうの2分の1ということになっております。それで、この実工事費ですね、前回につきましてはまだ確定になっていないということでお答えしておりますので、その後の確定額をご説明したいと思います。あと、補助対象額につきましては、校外工事、あと保守工事についてはこの国の補助対象とはなっておりません。財源の内訳になるんですけれども、まず補助金で対応されるのが3,982万円、そのうち借金になりますけれども起債が3,570万円。今回、コロナ対策交付金も国から補助がありまして、これが497万8,000円となっております。あと、町の一般財源ですね、町の予算は124万5,000円、合わせて総工事費が8,174万3,000円となっております。これがまず、校内LAN工事となっております。

もう一つが、児童1人1台端末事業ということになります。内容につきましては、児童生徒

1人に1台のタブレット端末を整備するという内容となっております。ただ、こちらも補助金のほうの対応がありまして、その補助対象につきましては、まず全児童、5月1日現在の人数になりますけれども、1,693人おります。ただ、補助対象がその全児童の3分の2となっております。ですので、1,129人分が今回の補助対象分となっております。この補助金につきましては、1台当たり、1人当たりですね、4万5,000円の補助となっております。残りの児童分はどうか、残りの3分の1の分ですけれども、この564人分はもう既に交付税措置がされて、国から町にお金が来ているということで、この分については今回の補助対象ではありませんという形になっております。

あと、もう一つ、このほかに補助対象外として先生方のパソコン、あと故障ですとかそれに備えた予備の端末のほうも今回補助対象ではありませんけれども、今回の予算措置のほうをしております。

財源の内訳につきましては、まず補助金、国からくるお金のほうが5,017万5,000円、町の予算のほう、一般財源が4,505万3,000円。総工費のほうが9,522万8,000円となっております。前回、この金額につきましては未確定になりましたので、以前に皆さんにお配りした資料よりも若干、若干どころじゃないですね、1,000万円ほどですね、額のほうは下がっております。

この間、これと同時に今後整備をした後どういう活用をしていくのかということで、ちょっとご説明させていただきたいと思うんですけれども、まずこれと同時に先生方のICT活用能力の向上、あるいは教育体制の構築にも関わってくることにもなるんですけれども、まず先生方のICT活用の推進のために、今年度から小学校で始まったプログラミング教育、あとその情報ですね、1人1台端末を持つということはいろいろな情報を得ることになりますので情報モラル教育、あとICTを活用した授業づくりですね、その部分に関する研修会のほうとして町のほうからもう既に情報教育担当している3人の先生を県に推薦しております。この3人の先生が研修後、町のほうに持ち帰っていただいて、その3人の教職員の先生を中心に各学校の教職員の先生を対象に、校内研修を行う予定となっております。その中で、指導、助言などを行っていく予定です。なお、このICT環境、あとは急速にいろいろ進んでいる状況ありますので、その時々に応じたICT環境整備が展開できるように、いろいろと国と県の施策を見ながら、方向性を踏まえて進めていければなと思っております。これから整備の段階ありますので、今後これを同時に先生方の指導、あとはいろいろな活用方法などを先生方と検討しながら進めていきたいと考えております。そこで、校長先生、教頭先生、あと教員の先生

はじめとして、いろいろな情報提供を行いながら、あと理解と協力を十分得られるような形で進めていきたいと考えております。

あと、もう一つ、財政当局とのお話ということで、前は1人1台端末はこの会議の中ではどうしても必要だということで結論は至っておりました。ただ、町の予算の部分ってどうなっているのってということがありましたので、その点についてちょっとご説明させていただきたいと思っております。

まず2つの事業について、予算につきましては、財政当局と協議をいたしました。その結果、一応8月の議会の補正予算として計上することが決定いたしました。前回、町の予算の財政難が大変だということもあったんですけども、町側のほうでいろいろとこのような事業をしなくてはならない、国の動向を見極めながら今後進めなくちゃならないということで理解をいただきまして、まず8月の予算を計上することになりました。

その後のスケジュールに関しましては、まず8月の入札、あと10月から工事のほう、各学校のほうで工事のほうの施工に入ると。今年度中、3月末までの完成に向けての方向で進めていければなと思っております。

簡単ではありますが、説明と報告ですね、以上となります。

それで、今回ちょっと資料が膨大で、資料1から資料6のほうに、委員の皆様にはお配りしております。こちらのほうはちょっと割愛させていただきましたので、皆さんのほうで今後、この整備をしてどのようにICT教育を進めなくてはならないか、国のほうはどのような考えで行っているのか、町のほうは今進めた第1段階になりますけれども、この整備のほうを早急に進める必要があると。町のほうはやっぱり、コロナウイルス感染になっての整備なのか、それとも別な理由があるのかという部分がいろいろ財政当局とも話しがありまして、やはり5か年計画のほうに持ち帰って、やっぱり通常の授業で使えるものをまず検討していくと。ただ、それに、今回こういうコロナの関係がありましたので、それでも対応できるような環境のほうを整備していくということで、町のほうでは考えております。あとは皆さんのご意見のほうをよろしくお願ひします。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

資料がいっぱいっているんですけども、8月の議会のほうに提出することは財政と確認済であるということの報告までいただいたということでございます。どうぞ、ご質問、ご意見頂戴したいと思います。後藤委員どうぞ。

○委員（後藤眞琴） この前の報告により少し分かるようになりました。どうもありがとうございます。

まず、第一に分かったのが、とにかく早くこのオンライン教育ができるような体制をつくるんだと。そのつくる理由は、新型コロナの第2波、第3波が来るからつくるんだと。それを、美里町の企画財政課と話し合っ、企画財政課で認めていただいたと。

それで、次、今度はオンライン教育をせざるを得ないような状況が来るかもしれないんですよ、そのためにできるだけ早くやらなきゃならない。それで先ほど、それをやるのは教育委員会なんですよ。教育委員会の担当者がやるんだと、教育委員会と相談しながらやらなきゃならない。そのやるためのこととお話し聞いたら、先生方に対する情報教育の研修をするんだと、これは、それから活用方法について、そのオンラインの、ハードの面の活用の方法について先生方と考えていくんだと。そこまでは分かったんです。それじゃあ、オンライン教育をせざるを得ないような状況になったときに、児童生徒の家庭の教育はどうするんだと。みんながしないと、先ほど言った格差とか言いましたけれども、家庭間の格差、これつくってならないんですよ。それを、教育委員会としてどうするんだっていうのが説明なかったんですよ。これは、百五十何人だか使っていない家庭があるっていう報告ありましたね、それをも含めてやっていかないと、オンライン教育始まっても結局使える家庭と使えない家庭でますます教育格差がでちゃうんですよ。その辺のところ、きちっとどうするのかを考えていかなきゃならない。その素案みたいなものを、教育委員会にできるだけ早く提案していただきたいと、それをお願い。それからもう一つ、資料は分厚い物だからと言っていますけれども、この教育委員のみんなはそれを読む義務があるんですよ。ですから、できるだけ資料を全て提出していただきたい。よろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

このアンケート調査、前回見せていただいて、今後藤委員が言われるように、ICT機器が使える環境という部分の家庭間の格差もあるだろうと。その部分の解消措置の考え方については何か案を持っておりますかね。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） まず、今回はまず家庭で1人1台端末がなぜ必要かという、例えば兄弟、各家庭でパソコンはあるけれども、例えば兄弟が2人とか1人いた場合というのはやっぱり同時にオンラインができる可能性は難しいと思うんですよ。なので、まず、何のために1人1台かというのは、オンラインの部分に関してですね、校内の授業でなくてそれ以外に対してはその部分が必要になるのかなと思います。あと、今現在、先ほど言ったよう

に家庭ですね、家庭での部分につきましては、今現在、また9月補正にはなるんですけども、まず発信側の、先生方から発信をするカメラですとか、いろいろ1台の端末とネットワークの整備をしたとしても、これから整備するものというのはやっぱりあるんですね。それを順番にいろいろ整備しながら、あと先ほど言った家庭の部分のインターネットができる環境の部分も含めて検討はしたいと思っておりますので、一番どのやり方が、オンライン学習、一言で言っても双方間の学習であったり、例えば溜め撮りというんですかね、そういうものを撮って、それを事前に何回でも見れるような形の授業と、いろいろな考えはあるんですね。ただ、今ここでまだ先生方ともいろいろと調整をしていく中でありますので、その部分はちょっと先生方と協議しながら、今後進めなくてはならないところだと思いますので、それを聞いて環境の部分についてはしっかりと町のほうで取り組んでいければと思っております。今の段階でちょっとこうしたという部分が、ちょっと、町の見だけでは駄目ですので、やっぱり先生方、現場の意見というのもやっぱり必要な部分があるので、これからその部分を検討していかなければならないのかなと思っております。

○委員（後藤眞琴） そんなにのんびりするんでなくて、第2波、第3波というのはいつ来るかわからないんです。それでまた2か月、3か月休まざるを得ない子供たち、臨時休校せざるを得ない状況を想定して、自分なりに全体の構想をここまでちゃんと、今双方できる事をやらないととっても、片方だけで先生がやったって授業にならないでしょう、そういうことは、先ほどお話しした活用方法について先生方と話し合うことになっていきますって、それは早急に話し合わなきゃならないわけですよ。そういうことを、本当にもっと切実感を持ってやっていかないと、何だか聞いているとのんびり、先生方、この順序でこうやっていくって、いつできるかわからないようなふう聞こえるんですよ。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） 分かりました。まず、1人1台の整備というのが今年度末までの事業になるんですね。ですので、やはりこの整備については今年度、早くっていても二、三か月で全ての学校に工事等が入るので終わることはできないので、私たち町の考えとしては来年ですね、4月1日以降、そういった状況の環境をつくれるように進めていくという考えであります。

○委員（後藤眞琴） それは当然、ハードの面を揃えると同時に、揃ったら使えるようなソフトの面も考えなきゃならない。ハードの面を町がつくってこれでもういいっていうわけでしょう、それじゃあ今度ソフトの面どうするのか。ハードの面を整えるのと同時に使えるように、体制をつくっていかなきゃならないわけね。それを、堀田さんがやらなきゃならない。それを、そ

ういう原案をつかって、教育委員会にできるだけ早く出していただきたい。本当にのんびりしていいんだったらいいんですけども、このコロナがどんな働きするか誰にも分からない状況なんですよね。それで、しわ寄せ行くのは子供たちですから。その点、十分に考えてお願いしたい。（「はい」の声あり）

○教育長（大友義孝） これ、見込みなんだけれども、さっき説明されたように8月の議会2つですね、大きく分けて。校内LANの整備とそれから1人1台のタブレットを準備しますということになるんですよね。予算の議決をいただければ、その入札をします。工事は来年の3月まで予定しております。タブレットは購入だけだから、入札して業者さんが決まればぽんと入ってくる。それは、ぽんと入ってくるものなのか、今の見込みでいうと全国一斉に多分受注することになるので、いつ頃まで可能、見込みというかね、それを思っているのか。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） 一応、その辺も聞いていまして、やはりなかなか全国的な部分があるので、調達が難しいそうなんです。それで、これから業者が決まるわけですから、その業者がこれから調達の部分があるんです。なので、どうしてもうちのほうでも今年度末までには納入していただくということでは進めてはいます。ただ、またコロナがもっと拡大とかって、今の段階で話なので、これがまた悪化とかなんとかするとすれば、もしかしたら繰り越しせざるを得ない状況になる可能性もあると思います。そこはあと、業者さんと、決まってからいろいろと相談しながら進めていただくようになるかと思っておりました。今の段階では、今年度中には納入はできると。あと、工事のほうも終了できるという話を聞いています。

○教育長（大友義孝） ちょっとここで、単純な話なんだけれども、校内LANの整備とかなにかが完了してないんだけど、タブレットは納品できましたとなったときに、そのタブレット単体では動かないということで解釈していいのね。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） そうですね。そのほかに、来たとしてもICTのサーバーがあって、それでセキュリティの関係の設定があるんです。なので、それにも時間がかかってしまうということがあって、納められたからすぐそれが使えるというわけではなくて、今度セキュリティー対策もしなくてはならないので、その設定にも時間がかかってしまう。なので、3月末までに、要するに計画的には2月くらいには端末が納入されて、3月の末までに設定を行うと。それで4月1日からは使えるような形にできるという形に持っていくというのが。それを早めるというのはなかなかちょっと難しい状況ではあります。

○教育長（大友義孝） 例えば、今の連続した質問に多分、議会のほうに議案として提案すると

いうことは、聞かれることは多分決まってくるのかなと思うんだけど、全部校内LANも整備されました、それから1人1台のタブレットも納品されました、それでコロナとかちょっと考えないで普通の学校教育、学習指導要領の中でそれを使っていきます、それを例えば家に持って帰りましたとして、家では使えるのですか。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） 家ではまだ使えないです。結局、そこも、校内もまだ、要するに今進めているのは、まず校内で使えるもの、結局コロナがもし仮に二、三年で終わってしまったら、じゃあどうですかと。大本は、町のほうでは校内で使う整備をまずすると。ただ、今現在、今コロナの状況があるので、家庭というかそちらのほうでも学習の保証ができる体制をとるとというのがまず2番目の今の理由になるので、まず1番目は、ちょっと誤解しないでほしいのは、1番目はまず正常、校内での1人1台端末を使うために町のほうで入れますと。ただ、現状がその計画では国で走っていますけれども、今コロナウイルス拡大があるので、そのためにそういうことも考えなくちゃならないという部分があるんですね。なので、その順位的にはまず校内で使える体制、次に家庭でも使えるコロナでの体制という形で。もう一つは、校内と家庭でもできる環境をつくるためには、先ほど言ったセキュリティの問題があるので、それに、要するに校内でもできる環境、家庭に持ち出してもできる環境をパソコンに設定しなくちゃならないんですね。それに時間がかかってしまうので、それを今年度に早く行いたいと考えてます。

○教育長（大友義孝） さっき、後藤先生が言われているのは、家庭環境がそれぞれ違うので、家庭に戻っていったときに使える部分のものはどうするのっていう部分は第2弾という考え方を持たないと、先に説明をしないと、みんなごっちゃになってしまって、機械とこいつはできたんだから家に持って帰ってもできるんだとか、そういうふうに勘違いが起きるんだよね。多分、これこのまますばっと予算に出してやったら、議員さんから同じ質問出ると思うんですよ。だから、その辺、説明の段階で先に、提案理由の説明って町長がやることになると思うんだけどもししっかりとやらないと、何かここ、誤解が誤解を生んでいくような形になってしまうのかなと。それから、保護者さんたちにも誤解を招くような話で伝わっていくというのはよろしくないなって。

○委員（後藤眞琴） これ、政府が5年でやるってGIGA構想を、何で1年に縮めたかね、今年度までに縮めて、これ、コロナがあるからでしょう。そうしたら、そのコロナになるときに、1段階、2段階もできるだけ早くやるように、同時に考えていかなきゃならないことですよね。それを議員さんたちに説得できるような、技術的なことについては、それをここで述べるんで

なくてね、こういうことがあるから時間がかかる、そんなの誰だって技術的なことが分かったら時間がかかるのは誰だって分かるでしょう。それを、こういう時間がかかるんだけど、そういう時間がかかってできたものが同時に今度家庭でも使えるんですよと、そういう体制を考えていかなきゃならない。だから、何のために今、政府がやって、この美里町でもやろうとしているのかというの、第2波、第3波に備えることなんですね。そこをきちっと自分で理解をして進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） これから議案、補正予算という形で上がっていく部分ですけども、これ、ひょっとしたら議会側との相談というか、それも必要なのかなと感じます。そういうところは、誤解のないようにしていきたいと思います。

○委員（後藤眞琴） 議会ですら認められたら、本当に技術的なものがクリアできたら、同時に使える体制を考えていかなきゃならないですよ。

○教育長（大友義孝） そうですね。（「すみません」の声あり）どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まずですね、私の聞いているところだと、まず一般競争入札になる案件だということで、契約まで1か月から1か月半くらいかかると思います。そこで契約をしてから、準備をして約2か月くらいで工事ができるのではないかということなんですね。それがまず、学校の環境の部分です。それで、1人1台端末については、やはり混み合っているんで、年を越えて2月にならないと入らないのではないかということですので、やはり順番的にはまずは学校の高速ネットワーク環境がまず整備になると。これが早いと思います。これは年内くらいに行くのかなと。ただ、端末についてはそういうことで来年になってから、2月に入ってきますので、どうしても順番としては学校、そして1人1台というふうになると。そして、先ほどから話が出ているのが、やはり国が本来であれば令和5年まで、当面は3クラスに1クラス分程度の整備と言っていたんですね。それが、いや、そうではないんだと。このコロナを受けて、早急に整備しなければならないんだと。学習の格差を起ささないようにしなければならないんだと、学びのですね。そういうところになっておりますので、先ほど後藤委員がおっしゃられるとおり、大本の整備はそういう形でスケジューリングがある程度できますので、それが実際稼働するというか使えるようになったときに、やはり同時にちゃんと使えるような形、そのコロナに対する対応ができるような、しっかりとソフトの部分を整備していくと、整理していくということだと思いますので。ただ、これもともと令和5年までに整備という話をされていたので、県でもやはり体制がまだ十分整っているとは言えないと思うんですね、状況として。こういうふうにしてやれば対応できるとかで

すね、そういうところがまず体制としてないので、研修の部分も含めてですね。その辺は多分国からもある程度でこ入れが入るのではないかと。あとは、ソフトの部分と言いながらも、やはり例えばポケットW i - F i とかですね、貸しますよという形になると、それのお金も当然発生してくるわけなんですね。そして、あとは学校が全体的に一気に休業になるのか、もしくは感染具合で例えば部分的にというところも話しはされているんですが、ちょっとそこら辺も全然分からない状態ですので、あらゆることを想定しながら、早急に詰めていく必要があるのかなと思っておりまして、やはり、今年度内にそういうところを、これからになりますけれども、しっかりと国県の動向を見ながら対応かなと思っております。まずは、コロナ、順番的には、大前提としては基盤をそろえるというのはあるんですけども、まずは今回はコロナでやっぱり急ぐということで間違いはないと思いますので、それを念頭に置きながら、それがちゃんと機能するように年度内に準備をしていくと。そして備えていくというようなところになると思いますので、その辺は課内でもしっかり共有しながら対応していくと。あとは、8月7日に議会を予定しておりますので、あまり時間がないのですが、そこら辺先ほど教育長からも議会からも大分いろいろな質問出るのでないかというところが想定されますので、ちょっと内部でそこら辺しっかりと答えられるように準備をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。（「よろしくお願いします」の声あり）

○教育長（大友義孝） よろしく申し上げます。結局、機械がないことには活用もできないので。それがタブレットだけが来てもどうにもならないというのも分かるわけだし。みんなが言われるコロナ対策で1年に縮まったので、その体制整備という部分についても、県教委も文科省もいろいろな指導体制がしっかり今できていない、手探りの状態だということもある。だがしかし、やるべきことはやっていくと。我が町としても、情報教育を経験している先生もいるわけだから、そういう先生たちの協力得て校内研修をすとか、あとさつき堀田係長が言われたように、既に3人の先生を研修に向かわせるようなこともやっているということなので。事前準備をしっかりしながら進めていければということですね。どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、一步踏み込んでどうか、先ほどから2学期制とか、やはりいろいろな時間数が増えて先生方が多忙化しているところとやはりリンクしてくるのかなと、このICTの活用についてはですね。その多忙化の解消に対しても有効なのではないかと。実際授業に使うとかですね、そこで、一応そこはウェブ授業にして、例えば先生はほかのお仕事をしているとかですね、いろいろな考え方があるのかなと。なので、せっかくなので、コロナ対策は当然ですけども、いろいろな可能性

を探っていくべきだと思いますので、ぜひ何かお気づきのこととか、こんなの出ていたよとか、何かあれば言っていただくとよろしいのかなと思いますので。（「ぜひその辺」の声あり）

○委員（成澤明子） 素朴な質問いいですか。2ページ目は、5か年計画で進めようとしたんですよね。けれどもこれはもう考えなくていいんですよね。2ページ目の。（「5年でなくて1年になると」「そうですね」の声あり）もうこれはなしだということで、もう3ページ目に入っているんですね。（「入るといふ流れになります」の声あり）分かりました。

それで、授業内容ということで、（1）と（2）があつて、それぞれ予算の措置がされているわけなんですけれども、その（2）の④、1ページですけれども、補助対象外、教師の端末及び故障・破損等に備えた予備の端末というところがあるんですけれども、学習者用のコンピューターと指導者用のコンピューターっていうのは対をなすもので、どっちが生きなくても駄目になると思うんですけれども、町としては国からは補助対象外だけれども、町としてはこれは予算措置はするんですか。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） それでもう既に先生方のパソコンは現在、1人1台になっているんですね。既になっているのでそれは引き続きそのまま。（「それって個人じゃなくて」の声あり）個人じゃなくて。（「学校なら、職場に来たら使うっていう感じの」の声あり）校務用途。あと、プラス校務は校務用で職員室で使うもの、あと指導用のほうのパソコンも必要になりますので、そちらも揃えるという形に。（「じゃあ既にあるから大丈夫っていう」の声あり）そうですね、先生方のほうは大丈夫です。

○教育長（大友義孝） そういうことですから、何か疑問。留守委員さん。

○委員（留守広行） ご説明あったとおり、3人の先生で研修を、小中9校進めるといふことだと思うんですけれども、大変ご苦労なことじゃないのかなと思うんです。それは、知識があつて、認定されて進めていく先生方だと思うんですけれども。外部の方をお願いして、先生方はいつかは異動なさるといふんですが、その間各学校で養成されればいいんでしょうけれども、外部の方は、予算も絡むとは思いますが、アドバイザー的に契約といふか持っておいて、何かのときには学校側に来ていただいて、いろいろ改善していただくといふのは、考え方としては、予算もあるでしょうけれども、と思ひました。

○委員（後藤眞琴） リモートに関しても、ほかのところでやっているところ調べて聞きに行ったり、自分でしなきゃ駄目ですよね。今、言われたように。それから、次長さんも言われた、ほかの先生方の多忙な面、少しは和らぐていふこともあるんでないかと、これは、活用方法について先生方と考えるていふんだけれども、早急に立ち上げて、どういふ活用法があるの

か、自分一人で考えるんじゃなくて、そういうことをもっともっと、本当に4月から、ハード面がそろったらそれと同時にできるように考えていかないと、何だかのんびりしているように聞こえてしょうがないんですけれどもね。その間に、格差はどんどんどんどん広がっていくんですよ。

○委員（成澤明子） 素朴な疑問なんですけれども、子供たち1人1人端末をもらうことになるんだけれども、そのセットアップというか、使えるようになるっていうのは業者がするんですか、それとも担任がするんですか。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） 業者さんのほうで。

○委員（成澤明子） 業者が既にもうできる状態、やれる状態にして納品するという事なんですね。人数分やっていたら、先生方大変だなと思って。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） これは、さっき課長が言ったように、結局この部分というのは、校務の部分の効率化、要するにペーパーレス化とかいろいろあるんですね。なので、やっぱりそれを先生方の部分の大いに関わってくることになりますので。

○委員（成澤明子） どこの自治体も早く欲しいでしょうからね。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） そうですね。今、一斉に始まっているので。

○教育長（大友義孝） 今、委員の皆さんから、いろいろ意見をいただいたように、不安は不安としてあるわけけれども、早く展開できるようにしていかなければならないということです。ちょっと不安は。今、事務局として一つだけちょっと確認したいんだけど、タブレットを家庭に持ち帰ってできるような環境にはあまりしたくない、ならなければいいと思うんだけどね、コロナで。それ以外の部分でやる部分についてはいいとは思いますが。ただ、その場合に、例えば双方向性からというのか、テレビ会議方式のツール型というのか、で考えているのか、それともオンデマンド型、テレビと同じように一方的に送るだけで子供たちはそれを見るだけの方法を考えているのか、大きく2つあると思うけれども、事務局としてはどっちの方向で。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） 基本は、オンラインです。双方間でできるのが一番。それに、環境整備が一番かかるんですね。要するに、各普通教室に全てそのカメラの配置とか、そういうものが出てくるので、一応その部分では考えています。

○教育長（大友義孝） 分かりました。少し安心しましたか、今の話聞いて。そういう形が妥当だろうなということで。よろしくをお願いします。

では、以上でよろしいでしょうか、ICT環境整備、GIGAスクール構想について、今の

考え方ということで。よければこのような形で進めさせていただきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

次に、行事予定でございますが、別紙に今日配付をさせていただいていますが、まだまだコ
ロナの対策の関係で、行事予定は例年と比べてかなり少なくなっております。どうぞ、把握を
していただきたいと思います。

これについては、いいですね。この日程表を見ながら、8月の教育委員会定例会の開催日
を考えていきたいところでございますが、前段にお話ししますと、9月1日火曜日から美里町
の議会が開かれます。そこで、26日に課長等会議となっておりますので、ここで一般質問を
あれば受理をすることになります。このときに、委員の皆様方には教育委員会にどういう質問
が来ているのかっていう部分は提示できることとなりますので、できればこの26日、27日
を含めた以降で、27、28日のどちらかでという考え方を思ったところございましたが、
一般質問を頂戴しますと28日が1日答弁の調整作業が入るそうなんです。そうしますと、
28日はちょっと無理だなと。したがって27日、そして議会の一般質問関係なくするならば
24日ということになるかと思うんです。その部分を考えてみると、27日が一番いいのか
などこちらとしては考えているところなんです、委員の皆さんどうでしょうかね。

○委員（後藤眞琴） 僕は大丈夫です。これ、午後からですね。

○教育長（大友義孝） 午後からですね。もし、委員の皆さんご都合がよろしければ、27日の
午後1時半から教育委員会の定例会を開催させていただくことにしたいと思うんですが、よろ
しいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。よろしくどうぞお願いいたします。

そうすると、27日に一般質問を頂戴した部分についても、委員の皆さんにもお配りできる
ところになると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、その他案件3つが終了したところですが、先ほどちょっとお話をしておりました
修学旅行の件についても、今、さっき話をしたとおりでございます。小学校の部分についても、
行くという案ではいるんですけども、少し不安な気持ちにもなっていると。それから、中学
校の2校、3校中1校は中止しましたので、2校についてどうなのかということでございま
すが、東京方面はやめにしたというお話もちらっと聞きました。それであつても行くのかどうか
ですね。ちょっと不安なところがあります。ただ、先ほど言いましたように、今こことなれば
キャンセル料も発生してくるところになっていきますので、保護者さんたちに負担をかけるとい

うことはできないのかなというところもありますので、もし必要なときは町長なり副町長に実情を訴えなきゃいけないかなというところもあると思いますので、その辺はお知らせしますのでよろしく願いいたします。（「よろしく願いします」の声あり）

以上、今日の定例会の予定しておりました議事日程等については全て終了いたしましたので、そのほか何か皆さんからございますか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 一点だけよろしいですか。

（「どうぞ」の声あり）現在、総合計画、総合戦略の教育文化部会ということで、策定委員会の一環で、審議会ですね、総合計画の審議会が動いておりまして、教育文化部会というのを先日も開催したんですが、今、教育委員会に関わる部分の中身をいろいろとご意見をいただいているというようなところがございます。その中で、やはり教育委員会は合議制であって、教育長あと教育委員さん方で合議の下にいろいろなことを決めていくんだというお話をさせていただいております。たたき台として資料はお出ししていますが、それに対してまずいろいろなご意見をいただくと。いただいたものについては、やはり教育委員会に報告して、そしてまとめ上げていくような形になるんですという話をさせていただいております。今いろいろと意見をいただいておりますので、予定ではあと2回開催いたしまして、大体8月中くらいでそのまとめ、審議会の意見ですね、というところになっておりますので、現在はまだちょっと途中でございますので、あとはある程度その意見がまとまりましたらまた皆様にお示ししたいなと思っております。あと、いずれ教育振興基本計画ですね、この部分の策定に入っていかなければならないので、これからちょっとそこら辺を組み立てて、また皆様にお話をさせていただきたいなと思っておりますので、総合計画とあと教育振興基本計画、この部分をちょっと作業がまだ着手できていない部分があるのですが、しっかりと定めていく必要がございますので、ちょっとまた次回以降にお示しをさせていただきたいなと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

その都度、まとまった部分、もしあれば教えていただければありがたいですね。

それでは、協議事項、その他案件全て終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって令和2年7月教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後5時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年8月27日

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____